

議案第153号

宝塚市立勤労市民センター条例を廃止する等の条例の制定について  
宝塚市立勤労市民センター条例を廃止する等の条例を次のとおり制定するものとする。

平成28年(2016年)11月15日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市立勤労市民センター条例を廃止する等の条例  
(宝塚市立勤労市民センター条例の廃止)

第1条 宝塚市立勤労市民センター条例(平成20年条例第31号)は、廃止する。

(宝塚市指定管理者選定委員会条例の一部改正)

第2条 宝塚市指定管理者選定委員会条例(平成27年条例第3号)の一部を次のように  
改正する。

附則に次の1項を加える。

(宝塚市立末広駐車場の指定管理者の選定に関する特例)

3 平成29年9月30日までの間、同年10月1日以後の宝塚市立末広駐車場の管  
理を行うべき指定管理者の選定を行う場合においては、第1条並びに別表第1及び  
別表第2の規定にかかわらず、市長の附属機関として宝塚市立末広駐車場指定管理  
者選定委員会を置き、選定に関する事項を調査審議させることができる。

第3条 宝塚市指定管理者選定委員会条例の一部を次のように改正する。

附則第3項を削る。

別表第1 1 市長が管理する公の施設の部(9)の項中「宝塚市立勤労市民センター及  
び」を削り、同表備考中「、第9号」を削る。

別表第2 1 市長が管理する公の施設の部(9)の項中「宝塚市立勤労市民センター及  
び」を削る。

附 則

この条例は、平成29年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日  
から施行する。